５　騒音・振動・悪臭防止対策【環境政策課】

（１）騒音・振動

① 騒音・振動の現状

ア 騒音に関する苦情

令和５年度は、291 件の騒音に関する苦情があり、警察への相談件数が近年増加しています。

苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場や工事現場の作業音等に起因するものがあります。

図４-１-43　騒音苦情の推移

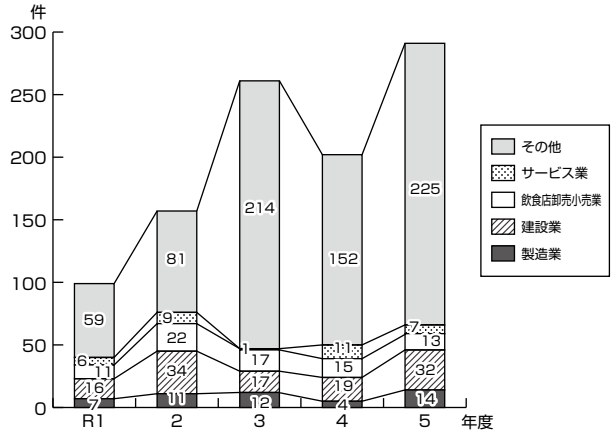

イ 自動車騒音

自動車騒音については、道路に面する地域の環境基準および要請限度*1 が定められています。

令和５年度は、県および市において 23 区間で自動車騒音の面的評価*2 を実施しました。幹線交通を担う道路に面する住居等を対象に実施した面的評価の結果は、表４- １-44 のとおりです。

表４- １-44　自動車騒音常時監視結果（令和５年度）

評価路線・区間数		23 区間 （北陸自動車道　1 区間 一般国道　14 区間 県道　8 区間）
評価区間距離		47.7km
評価区間住居等戸数		3,152 戸
環境基準達成戸数（達成率）	昼　間	3,125 戸（99.1%）
	夜　間	3,053 戸（96.9%）
	昼夜とも	3,053 戸（96.9%）

（注）昼間は６～ 22 時、夜間は 22 ～翌日６時

ウ 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道騒音については、環境基準が定められており、県は類型を当てはめる地域を指定することとされています。また、新設新幹線に係る達成目標期間は、開業時に直ちにとされています。

令和６年度は、北陸新幹線（金沢～敦賀駅間）の開業にあたり、環境省が環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定を実施しました。

エ 振動に関する苦情

県内の振動に関する苦情は、例年数件程度で推移しています。

令和５年度の苦情は７件で、工事現場の作業振動等に起因するものでした。

② 騒音・振動対策

ア 法律による規制

騒音規制法および振動規制法では、知事（池田町および南越前町以外の市町については市町長）が住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、当該規制地域*3 内の工場・事業場および建設作業に規制基準が適用されます。

本県では、令和６年３月末現在、９市４町について規制地域を指定しています。

図4-1-45　騒音規制法および振動規制法に基づく規制地域

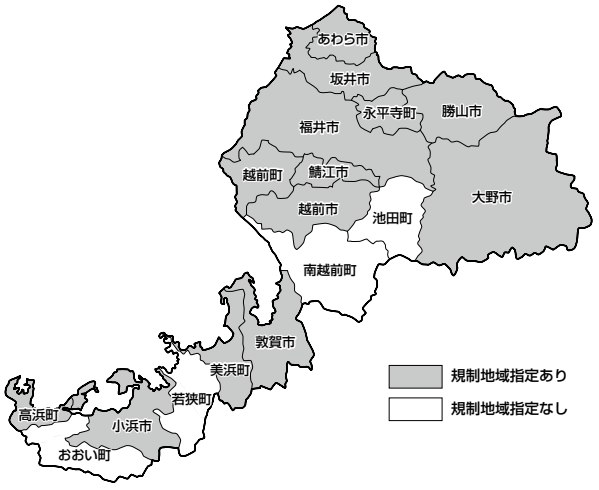

*1 **要請限度**：自動車騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合であって、かつ、超えた場合には県公安委員会に対し、道路交通法による措置をとるよう要請することとなる基準です。道路交通振動についても定められています。

*2 **面的評価**：道路に面する地域における環境基準達成状況の評価方法で、基準値を超える騒音に曝露される住居等の戸数やその割合を把握することにより評価するものです。

*3 **規制地域**：住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域、その他の地域で住民の生活環境を保全する必要があるとして知事が指定する地域です。

１）工場・事業場の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、工場・事業場に特定施設*1を設置しようとする者に対し、事前に当該市町長に届け出ることと、敷地境界における規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町長は、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、特定工場等の設置者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告･命令することができるとされています。なお、令和５年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

２）建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法および振動規制法では、規制地域内において、特定建設作業*2を伴う建設工事を実施しようとする者に対し、事前に当該市町長に届け出ることと、敷地境界における規制基準を遵守することを義務付けています。

また、市町長は、特定建設作業で発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、工事の施工者に対して、騒音・振動の防止方法の改善等を勧告・命令することができるとされています。なお、令和５年度は、これらの措置に至った事例はありませんでした。

表4- 1-46　特定工場数、特定施設数および特定建設作業届出件数

	特定工場数（R5 年度末）	特定施設数（R5 年度末）	特定建設作業届出件数（R5 年度中）
騒 音	2,190	37,690	137
振 動	1,212	22,275	90

３）自動車交通騒音対策

自動車本体からの騒音の大きさについては、騒音規制法において、自動車の車種ごとの許容限度が定められています。

イ 条例による規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音（騒音規制法で規制されているものを除く。）、飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）、カラオケボックス営業、ボーリング場営業および車両洗浄装置使用営業における深夜（午後 11 時から翌日の午前５時まで）の騒音を規制しています。

また、午後９時から翌朝８時までの屋外における拡声機放送についても、公共のためにする広報等の行為を除き禁止しています。

（2）悪臭

① 悪臭の現状

令和５年度は、57 件の悪臭に関する苦情があり、前年度と比べて減少しています。

苦情件数を発生源別にみると、製造業、サービス業、飲食店小売業に起因するものがあります。

図4-1-47　悪臭苦情の推移

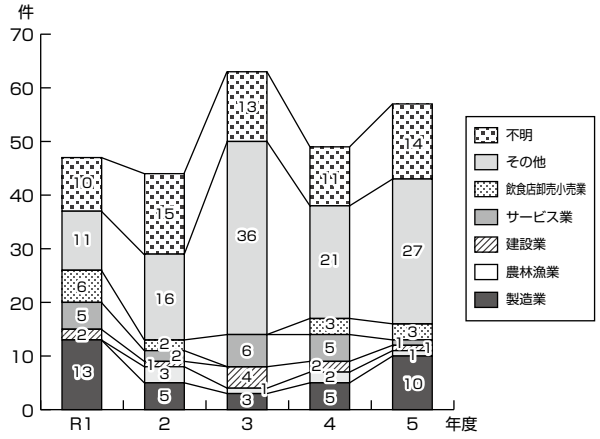

*1 **特定施設**：金属加工機械、織機等著しい騒音・振動を発生する施設をいいます。騒音については 11 種類の施設、振動については 10 種類の施設が定められています。

*2 **特定建設作業**：くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。騒音については８種類の作業、振動については４種類の作業が定められています。

② 悪臭防止対策

ア 法律による規制

悪臭防止法では、知事(池田町および南越前町以外の市町については市町長)が、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、当該地域内の全ての工場・事業場に規制基準が適用されます。本県では、令和６年３月末現在、９市４町について規制地域を指定しています。

図4-1-48　悪臭防止法に基づく規制地域

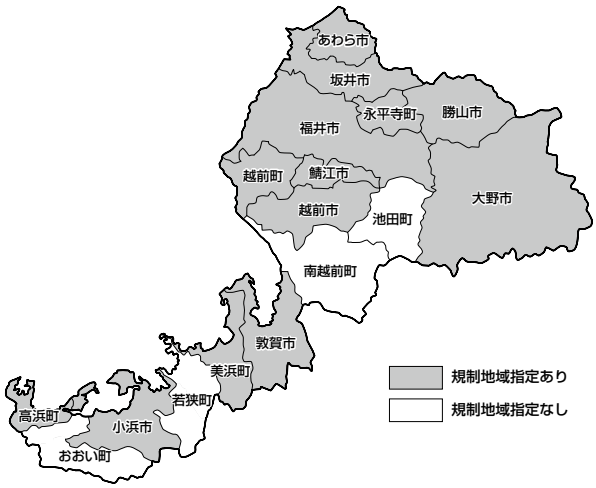

イ 条例による規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、当該特定施設の設置に際し、施設の構造や使用方法等を市町長に届け出ることを義務付けています。また、悪臭防止法の規制地域以外の地域においては、当該特定施設を有する事業場の敷地境界線における規制基準を臭気指数*1 18 と定めています。

表4-1-49　悪臭に係る特定施設届出状況
（令和６年３月末現在）

対象工場等		特定施設	
種　類	工場数	種　類	施設数
牛、豚または鶏の飼養場	79	飼養施設 飼料調理施設 ふん尿処理施設	256
けいふんの乾燥または焼却を行う工場	3	乾燥施設 焼却施設	4
死亡獣畜取扱場	0	解体室 汚物処理施設 焼却炉	0
化製場*2	0	原料処理施設 煮熟施設 圧搾施設 汚物処理施設 乾燥施設	0

ウ 畜産業における指導【流通販売課】

畜産に起因する悪臭の防止対策として、市町と連携しながら、農林総合事務所や家畜保健衛生所等の関係機関が、家畜ふん尿処理を適正に処理することにより、悪臭の発生を抑制するよう畜産農家に対して指導しています。

*1 **臭気指数**：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体を希釈した場合に、次式で算定される値をいいます。
Y = 10logX（Y：臭気指数、X：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体を希釈したときの希釈倍数）
（例）臭いのする空気や水を、100 倍に希釈したときに臭いが感じられなくなった場合、その臭気指数は 20 となります。
臭気指数＝ 10 × log（100）＝ 10 × 2 ＝ 20

*2 **化製場**：獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。